



写真はイメージ画像です

国保制度改正②

4月からは県と市が国保を運営します

新しい保険証は8月に更新します。

平成30年4月から県と市が国保の保険者になります。県が国保の保険者に加わることにより、保険証や限度額適用認定証などの様式が変更されます。新たな保険証は、平成30年8月1日の一斉更新日に交付されます。ただし、4月1日以降に退職や転入などにより新たに国保加入する場合や、紛失等で再交付する場合は、順次、新たな保険証を交付します。

■保険証を変更します

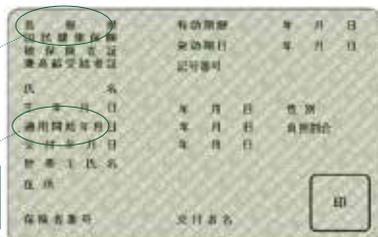
70歳未満の一般証

高齢受給者証兼用証(70歳～74歳)



県名を記載

安来市での資格の発生日



これまで別々だった
保険証と
高齢受給者証が
一枚になります



※平成30年4月以降でも最初の一斉更新までは、有効期限が満了しない限り、現行の保険証、高齢受給者証を使用します。証の色は実物と異なります。

■資格管理は県単位で行います

平成30年4月以降は、被保険者の資格管理を県単位で行うこととなります。そのため同一県内であれば他の市町村に住所異動(転出)した場合でも、資格の喪失および取得が生じなくなります。

ただし、異動先(転出先)の市町村における「適用年月日」の記載された保険証を交付しますので、従来どおり市区町村に届出てください。

